

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（4） 出水期に向けた対応について

資料1 所管施設における浸水対策について

資料2 防災気象情報等の主な変更点及び変更に伴う対応について

参考資料1 令和7年度の大雨による浸水実績の公表について

参考資料2 簡易止水板・雨水貯留タンクの購入補助金制度の創設等について

参考資料3 「耳で聴くハザードマップ」の導入について

参考資料4 令和8年度における総合防災情報システム等に係る研修について

参考資料5 令和7年11月20日総務委員会報告資料

「局地的かつ短時間での大雨に関する対応について」

令和8年5月27日

危機管理本部

1 調査目的

令和7年9月11日の大雨において、本市では中原区における時間降雨量が131.5ミリと過去最大を記録したほか、時間最大雨量と総雨量が大きく変わらないという、極めて短時間で局地的なものとなり、市内では浸水などの被害が発生しました。

このような浸水被害の影響が公共建築物等にまで及んだ場合は、市民の安全や市民生活及び市民サービスに影響を来すことから、各施設における浸水対策について2度にわたり調査を実施しましたので、その結果を報告するものです。

2 調査（第1回：令和7年11月 総務委員会報告）

(1) 調査対象

公共施設白書に掲載されている公共建築物等1,066施設

(2) 調査方法等

全局区へのアンケート方式

（調査期間：令和7年9月29日～10月14日）

(3) 調査結果

浸水被害を受けると想定している施設のうち、土のうや止水板の設置などのハード対策や、非常時のマニュアルや連絡体制の整備などのソフト対策をどちらも実施していない施設が53件確認され、そのうち20件が市民利用施設でした。

指定管理者等との役割分担については、マニュアルや仕様書などで浸水対策の具体的な対応まで定まっていない施設が42件確認されました。

浸水対策を講じていく上での課題として、防災や設備に関する知識不足や参考となる情報の不足、施設等の改修を含めた対策の検討が必要ななどの回答が多くありました。また、所管する施設数と対応人員との兼ね合いから、局地的かつ短時間での猛烈な降雨への対応には、これまでの対応策では難しい部分もあるとの回答がありました。

○調査（第1回）結果（抜粋）

単位：件

所属名	対象施設数		浸水被害を受けると想定している施設		ハード・ソフト対策 共に未実施施設		指定管理者等と役割分担 が明確になっていない 施設
総務企画局	7	(4)	5	(3)	1	(0)	0
財政局	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0
市民文化局	23	(22)	15	(15)	1	(1)	8
経済労働局	18	(10)	14	(8)	3	(1)	1
環境局	31	(21)	10	(6)	1	(1)	1
健康福祉局	135	(124)	85	(81)	10	(6)	22
子ども未来局	236	(227)	177	(173)	2	(0)	0
まちづくり局	120	(117)	118	(116)	0	(0)	0
建設緑政局	25	(17)	15	(12)	4	(1)	2
港湾局	33	(14)	21	(9)	9	(0)	1
臨海部国際戦略本部	2	(1)	0	(0)	0	(0)	0
危機管理本部	3	(0)	1	(0)	0	(0)	0
川崎区役所	17	(10)	15	(10)	0	(0)	1
幸区役所	12	(9)	10	(7)	2	(2)	0
中原区役所	8	(7)	8	(7)	0	(0)	0
高津区役所	9	(7)	8	(6)	1	(1)	0
宮前区役所	8	(7)	7	(6)	0	(0)	0
多摩区役所	11	(7)	8	(5)	2	(1)	0
麻生区役所	10	(7)	2	(2)	0	(0)	0
上下水道局	23	(2)	13	(1)	6	(0)	0
交通局	7	(2)	2	(0)	0	(0)	0
病院局	8	(3)	5	(2)	2	(0)	1
消防局	100	(0)	100	(0)	3	(0)	0
教育委員会事務局	218	(213)	214	(209)	6	(6)	5
計	1,066	(833)	853	(678)	53	(20)	42

※()内の数字は市民利用施設の件数。

※市民利用施設とは、市民、施設利用者等が日常的に訪れる施設のこと。

1 所管施設における浸水対策について

3 調査（第1回）後の取組

（1）危機管理本部の取組

調査結果を踏まえ、令和7年11月19日に全局区に対して、依頼文「各所管施設における浸水対策の推進について」を发出し、ハード対策やソフト対策の実施、指定管理者等との役割分担の明確化を促すとともに、次の事項について取り組みました。

- ✓ 指定管理者制度実務研修会にて、災害時の指定管理者等との役割分担について説明
- ✓ 浸水対策の手引きを作成しているなどの好事例を横展開
- ✓ 各局区担当者からの相談事項について適宜対応

（2）各局区の取組

- ✓ 土のう、水のうの設置などによるハード対策の推進
- ✓ マニュアルの整備等によるソフト対策の推進
- ✓ 指定管理者等との役割分担の明確化

4 調査（第2回）

（1）調査対象

公共施設白書に掲載されている公共建築物等1,064施設※
※施設が解体又は解体中となったため第1回調査時から2施設減

（2）調査方法等

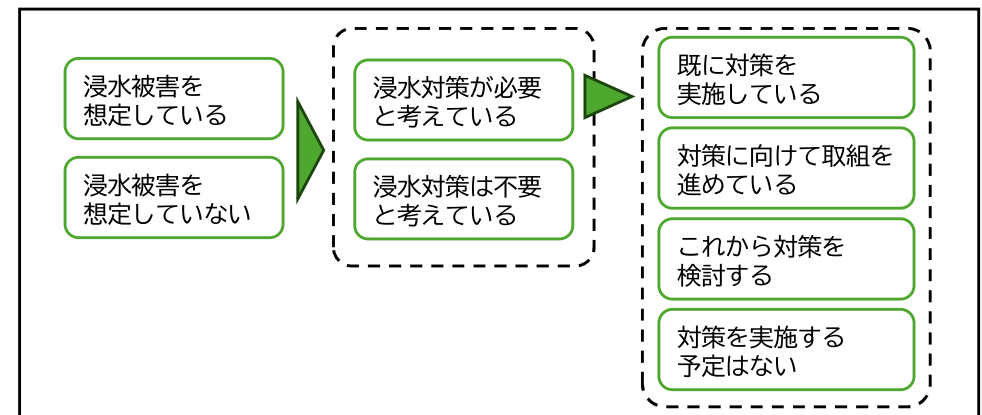
全局区へのアンケート方式

（調査期間：令和8年3月23日～4月14日）

（3）前回調査からの主な変更点

前回調査では「解体予定のため対策を講ずる必要がない」といった明確な理由がある施設についても「対策を行っていない施設」として集計する形となっていました。

そこで「浸水対策の必要性」について判断を求める設問を設けるとともに、「対策の進捗状況」に関する設問を追加し、各局区において対策の必要性を見定めた上で、現状を自己点検し、対策を進められるようアンケート内容を見直しました。



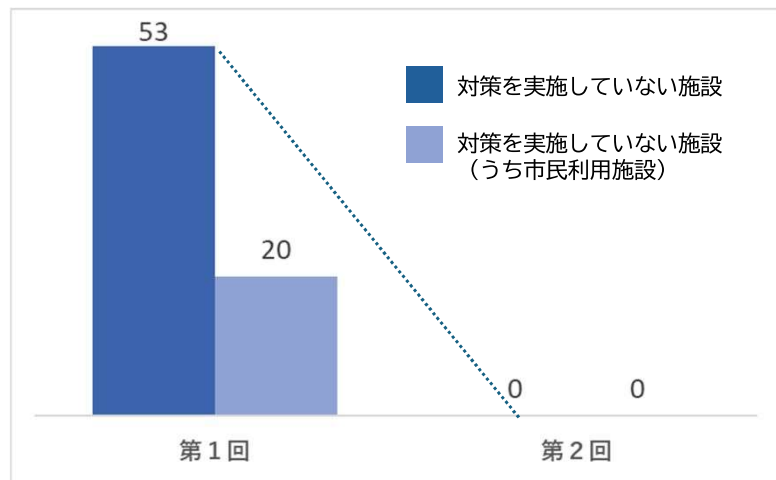
<第2回調査の設問の流れ>

1 所管施設における浸水対策について

5 各局区の対策実施状況等

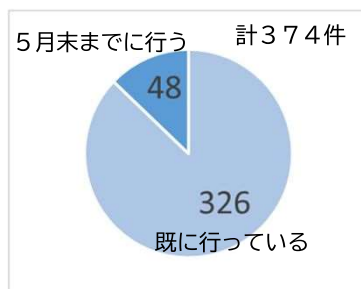
(1) ハード・ソフト対策等について

各局区において取組を進めた結果、全ての施設において5月末までに、ハード対策又はソフト対策を実施することが確認されました。



<ハード・ソフト対策共に未実施の施設>

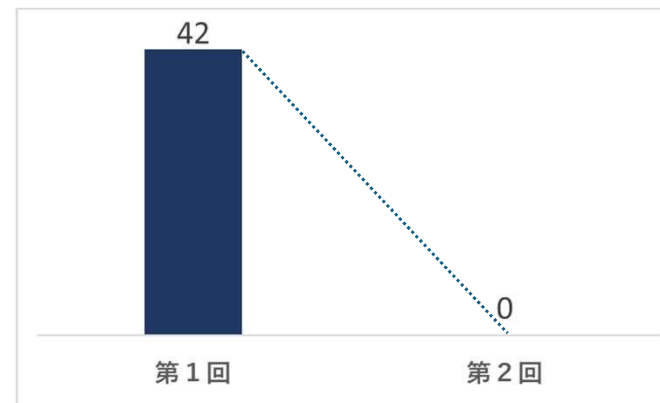
浸水対策が必要な施設に設置されているエレベーター、エスカレーターについては、浸水に備えた運転停止や運転方法などの確認状況を調査しており、全ての施設において5月末までに確認が完了する結果となりました。



<エレベーター、エスカレーター運転方法等の確認状況>

(2) 指定管理者等との役割分担について

各局区において取組を進めた結果、全ての施設において指定管理者等との役割分担が明確にされたことが確認されました。



<指定管理者等との役割分担が明確となっていない施設 >

6 今後の取組

各局区が所管している施設のうち浸水対策が必要と判断されたものについては、5月末までに全ての施設においてハード対策又はソフト対策が進められることを確認しました。また、指定管理者制度等を導入している全ての施設で市と指定管理者等との役割分担が明確化されたことを確認しました。

一方、近年の気候変動の影響により非常に強い雨が短時間に降るような状況は今後も続くと思定されるため、そのような降雨に対して公共建築物等の被害を最小限に抑えるとともに、利用者等の安全を確保する取組が求められることから、これらの対策について適切な運用が行われるよう、危機管理本部から適宜通知文を発出するほか、所管施設が増えた際や指定管理者等が変更された際にも適切な運用ができるよう、引き続きフォローアップをしていきます。

1 所管施設における浸水対策について

【参考】 各局区の対象施設及び対応状況等

単位:件

所属名	対象施設		浸水被害を受けると想定している施設		浸水対策が必要と考えている施設		ハード対策を実施している施設		ソフト対策を実施している施設		ハード・ソフト対策共に未実施施設(5月末時点)		指定管理者制度等で管理を民間に委ねている施設		指定管理者等と役割分担が明確になっていない施設		エレベーター、エスカレーター設置施設		運転方法等未確認施設	
											0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
総務企画局	7	(4)	5	(3)	4	(3)	4	(3)	4	(3)	0	(0)	0	0	0	0	4	0		
財政局	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0		
市民文化局	23	(22)	12	(12)	12	(12)	11	(11)	12	(12)	0	(0)	11	0	0	8	0			
経済労働局	18	(10)	13	(8)	11	(6)	10	(6)	7	(5)	0	(0)	5	0	0	6	0			
環境局	31	(21)	24	(20)	10	(6)	7	(5)	10	(6)	0	(0)	1	0	0	6	0			
健康福祉局	135	(126)	77	(74)	76	(74)	17	(16)	73	(72)	0	(0)	58	0	0	38	0			
こども未来局	236	(228)	126	(124)	124	(124)	19	(19)	123	(123)	0	(0)	104	0	0	16	0			
まちづくり局	119	(117)	117	(116)	116	(115)	3	(3)	115	(114)	0	(0)	0	0	0	78	0			
建設緑政局	24	(17)	20	(13)	17	(11)	11	(9)	10	(7)	0	(0)	7	0	0	6	0			
港湾局	33	(14)	15	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0			
臨海部国際戦略本部	2	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0			
危機管理本部	3	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0			
川崎区役所	17	(10)	15	(10)	14	(10)	9	(5)	14	(10)	0	(0)	2	0	0	10	0			
幸区役所	12	(9)	10	(7)	10	(7)	10	(7)	8	(6)	0	(0)	2	0	0	3	0			
中原区役所	8	(7)	8	(7)	8	(7)	7	(6)	5	(4)	0	(0)	2	0	0	5	0			
高津区役所	9	(7)	8	(6)	7	(5)	7	(5)	6	(5)	0	(0)	3	0	0	5	0			
宮前区役所	8	(7)	6	(6)	6	(6)	5	(5)	3	(3)	0	(0)	1	0	0	4	0			
多摩区役所	11	(7)	8	(5)	6	(4)	3	(1)	5	(3)	0	(0)	1	0	0	3	0			
麻生区役所	10	(7)	2	(2)	2	(2)	1	(1)	2	(2)	0	(0)	1	0	0	1	0			
上下水道局	23	(4)	11	(1)	6	(1)	5	(1)	1	(0)	0	(0)	0	0	0	1	0			
交通局	7	(2)	2	(0)	2	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0			
病院局	8	(3)	5	(2)	5	(2)	3	(2)	5	(2)	0	(0)	1	0	0	5	0			
消防局	100	(0)	100	(0)	99	(0)	99	(0)	99	(0)	0	(0)	0	0	0	7	0			
教育委員会事務局	218	(213)	178	(174)	178	(174)	80	(77)	177	(173)	0	(0)	6	0	0	168	0			
計	1,064	(838)	763	(594)	713	(569)	311	(182)	681	(550)	0	(0)	205	0	0	374	0			

※()内の数字は市民利用施設の件数。

※市民利用施設とは、市民、施設利用者等が日常的に訪れる施設のこと。

※施設を所管していない市民オンブズマン事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会事務局は除いています。

※今回調査で改めてハザードマップ等を確認し、修正の有無について確認を求めたところ、浸水被害を想定していないと修正した施設が96件、浸水被害を想定していると修正した施設が27件の回答がありました。

1 防災気象情報等の主な変更点

令和8年5月29日から運用されます。

(1) 防災気象情報と警戒レベルとの関係等の整理

ア 情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表

イ 防災気象情報の新設・変更

- (ア) 新設： レベル5 氾濫特別警報、レベル4 大雨危険警報 等
- (イ) 変更： 洪水警報・洪水注意報 ⇒ レベル3 大雨警報・レベル2 大雨注意報
土砂災害警戒情報 ⇒ レベル4 土砂災害危険警報 等

変更前	河川氾濫			大雨		土砂災害	高潮	避難情報
	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川	内水氾濫/低地の浸水				
警戒レベル5相当	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報	緊急安全確保	
警戒レベル4相当	氾濫危険情報	氾濫危険情報	-	-	土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	避難指示	
警戒レベル3相当	氾濫警報情報	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高いもの)	高齢者等避難	
警戒レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報 (浸水害)	大雨注意報 (土砂災害)	高潮注意報		
警戒レベル1	早期注意情報							

変更後	河川氾濫			大雨		土砂災害	高潮	避難情報
	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川	内水氾濫/低地の浸水				
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報		レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報 レベル5 高潮氾濫発生情報	緊急安全確保
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報 レベル4 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 大雨危険警報		レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	避難指示
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報 レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報	レベル3 大雨警報		レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	高齢者等避難
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報 レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報	レベル2 大雨注意報		レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	
警戒レベル1	早期注意情報							

2 防災気象情報等の主な変更点及び変更に伴う対応について

(2) 防災気象情報の発表基準の改善

ア 河川氾濫

(ア) 各河川の洪水に関する情報の基準水位は、ほぼ変更ありません。

(イ) 市内のごく一部で危険度が高まるような事象は対象とせず、基準に達した格子が3か所以上となった場合にレベル4が発表されます。 **レベル4発表頻度【年0.03回⇒0回】**

イ 内水氾濫

(ア) レベル4大雨危険警報が新設されます。

(イ) 市内のごく一部で危険度が高まるような事象を対象とせず、基準に達した格子が3か所以上となった場合にレベル4が発表されます。 **レベル4発表(相当)頻度【年1.13回⇒0.87回】**

ウ 土砂災害

(ア) レベル2・4・5の基準は、土壌雨量指数と60分雨量の2要素で統一されます。

(イ) レベル3は、レベル4基準到達予測時刻からの時間で発表され(レベル4発表：約2時間前、レベル3発表：約3～6時間前)、レベル3～4の時間間隔が短縮傾向になります。
(約1～4時間)

(ウ) レベル2・4・5の基準はほぼ変化なく、レベル4に至らないレベル3の発表が減少します。
レベル4発表頻度【年1回⇒1回】、レベル3発表頻度【年3回⇒1回】

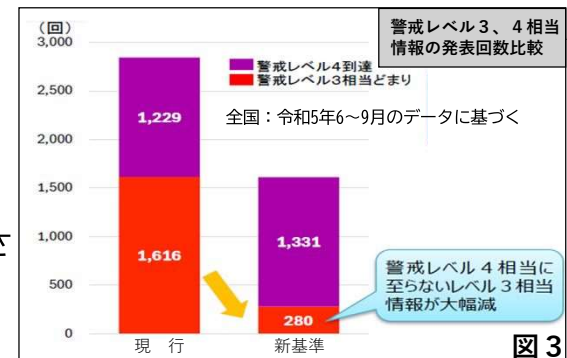
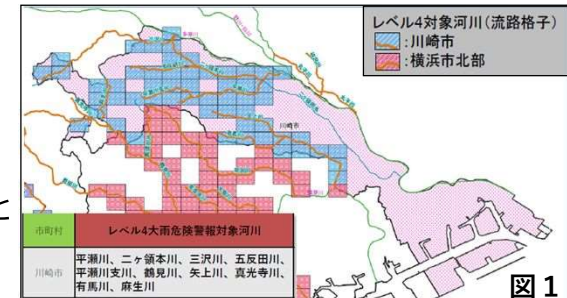
エ 高潮

(ア) レベル4・5のみ基準潮位が設定されます。

(レベル4：T.P.+2.6m(従来の高潮警報基準)、レベル5：T.P.+3.1m(天端高))

(イ) レベル2・3・4は、浸水被害のおそれのある状況までの時間で発表され、レベル4が予測されないときはレベル2・3は発表されません。

(レベル2発表：約18時間前、レベル3発表：約12時間前、レベル4発表：約6時間前)



(3) 「避難情報に関するガイドライン」の改定

ア 警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更に伴うガイドラインへの反映

イ 警戒レベル相当情報の特性を踏まえた分類整理

(ア) 避難情報発令判断に資する情報：「①確認情報」「②計測情報」「③推定・予測情報」

(イ) 高齢者等避難：③を活用、避難指示：①②に加えて③も活用、緊急安全確保：①②を基本

ウ 警戒レベル相当情報の解説、避難情報発令基準例の充実

(ア) その他河川※、水路・下水道等：大雨に関する情報を活用するなどされています。 ※洪水予報河川、水位周知河川以外の河川

(イ) 土砂災害：警戒レベル3相当情報で高齢者等避難も考えられるなどとされています。

避難に関する基本的な考え方に変更はありません。

2 防災気象情報等の主な変更点及び変更に伴う対応について

2 防災気象情報等の変更に伴う本市の対応

(1)内水氾濫に対する避難情報の発令

ア 現在までの内水氾濫への対応

- (ア) レベル4相当情報、判断に資する基準水位の設定がないこと等により、避難情報発令の実績はありませんでした。
- (イ) 「避難情報に関するガイドライン」では、命の危険がない場合、基本的には避難情報の発令対象とされていません。
- (ウ) 無理して屋外へ移動せず、屋内のなるべく高い場所等へ垂直避難することを呼びかけてきました。

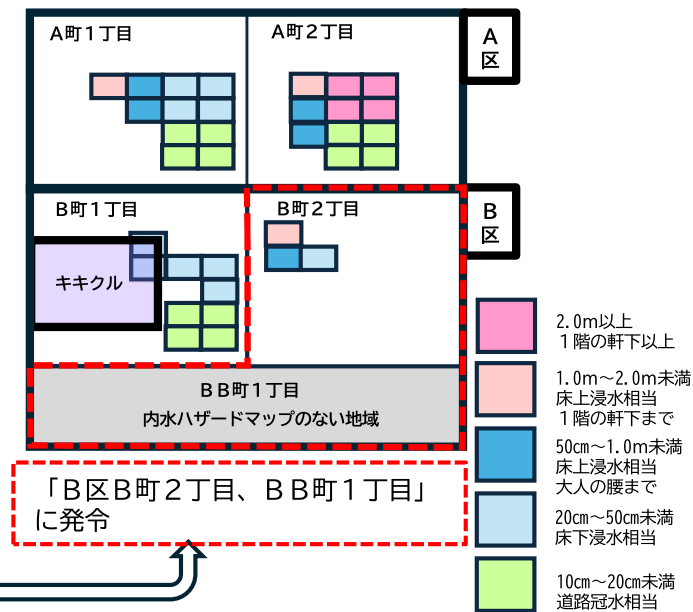
イ レベル4大雨危険警報の新設

- (ア) 氾濫型の内水氾濫が、新たにレベル4大雨危険警報の対象とされました。
- (イ) 市民が接する気象情報として発表され、かつレベル4（避難指示）に相当する情報であることから、この情報が発表されたときの本市の対応や、住民が取るべき行動等を示す必要があります。

ウ 内水氾濫に対する避難情報発令の考え方

新たな防災気象情報による避難情報を発令するため、その考え方を整理しました。

避難情報の種類	○レベル3大雨警報 ⇒ 高齢者等避難 ○レベル4大雨危険警報 ⇒ 避難指示 ○レベル5大雨特別警報 ⇒ 緊急安全確保
発令の判断	防災気象情報を基本とし、気象情報や今後の降雨予報、河川等の水位、巡視による現地調査等、様々な情報を総合的に勘案した上で判断
避難行動	高齢者等避難・避難指示においては、立ち退き避難を基本としつつも、浸水の状況や可能な場合は屋内安全確保（垂直避難等）も居住者等の確認・判断でとり得る。 突発的な集中豪雨の場合は、屋内安全確保（垂直避難等）を呼びかける。
避難先施設	屋内安全確保（垂直避難等）を呼びかけた場合でも、浸水により避難先を必要とするところもあることから、各区で緊急避難場所※を準備・開放（避難生活を送るためではなく、浸水を一時的に回避するために滞在するもの）
発令対象区域	キキクル「赤・紫・黒」を示した区において、内水ハザードマップで浸水深50cm以上（床上浸水）の格子がある町丁 内水ハザードマップのない地域（臨海部等）は、全ての町丁
各種風水害の複合時の発令	様々な避難情報を発令して混乱等を招くことは避けつつも、立ち退き避難等の必要性が高まった場合には、重複をいとわずに、同一区域に発令するよう判断



※地域防災計画風水害編：緊急避難場所の開放
「区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣する。」とされています。

2 防災気象情報等の主な変更点及び変更に伴う対応について

(2)土砂災害に対する動員体制

ア 現在までの土砂災害への対応

土砂災害警戒対応の最初の動員は、警報等がトリガーでした。

2号動員※	警戒体制	○大雨警報（土砂災害）が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ○台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒・巡視・応急活動の実施
-------	------	---	---------------------------------

イ レベル3～4の発表

(ア) 従来は、レベル3の大雨警報（土砂災害）が発表されても、レベル4の発表までの時間的な目安はなく、レベル4に至らない場合もありました。

(イ) 今後は、レベル3土砂災害警報が発表されると、基本的には約1～4時間後にレベル4土砂災害危険警報が発表されることとなります。

ウ 土砂災害に対する動員の考え方

台風・大雨の場合は、レベル2土砂災害注意報段階では、それ以前から危機管理本部による体制をとり、レベル3土砂災害警報発表の可能性を確認して、早期の動員に備えます。

(従来から実施している体制)



図中の黒丸は、60分雨量と土壌雨量指数を1時間毎にプロットしたもの。

2号動員※	警戒体制	○レベル3土砂災害警報の発表を横浜地方気象台が見込んでいる場合 ○台風接近時はレベル2土砂災害注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒・巡視・応急活動の実施
-------	------	--	---------------------------------

(3)その他の対応

ア 各種マニュアル等の改定

各局区と連携して、関連する計画・マニュアル等を速やかに改定します。

イ 市民への周知

(ア) 防災気象情報等の変更内容について、市ホームページ、X、防災アプリ、市政だより等様々な媒体で広報し、市民への周知・啓発を図ります。特に内水氾濫時は、レベル4大雨危険警報の発表後、短時間で重大な浸水害が発生する可能性があることから、屋内安全確保（垂直避難等）の可能性について、平時からハザードマップの確認及び避難場所を検討することについて継続的に周知・啓発します。

(イ) 避難情報を発令する場合は、「浸水が居室より低い場合は屋内での安全確保も検討する」、「外への避難に危険を伴う場合は、屋内の高い階などに避難する」等の呼びかけを行います。

ウ 近隣他都市等の状況

内水氾濫に対する避難情報発令について、横浜市・相模原市・大田区・名古屋市・広島市は、浸水深50cm以上の地域を基準とするなど、本市と同様の対応を実施予定です。

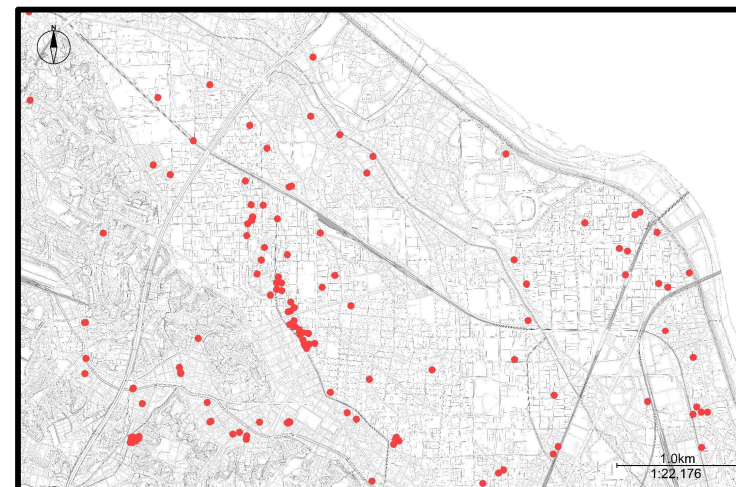
※1号動員：浸水対応（警戒体制）、2号動員：土砂災害警戒対応（警戒体制）、3号動員：避難所開設レベル（警戒体制）、4号動員：災害対策本部設置準備（警戒体制又は災害対策本部体制）、5号動員：総動員（災害対策本部体制）

本市では浸水に関する情報を視覚的に表示し、過去の降雨による浸水実績を明らかにすることにより、市民の浸水に対する危険性について認識を深め、あるいは住宅等の建築時の参考資料として、浸水に係る被害の軽減を図ることを目的に、「浸水実績図」を公表しています。

浸水実績図に公表している被害箇所につきましては、本市が把握した市内の災害の状況ととりまとめた資料である「川崎市の災害概要」に記載している被害状況を基として、翌年度に被害箇所を表示していますが、**令和7年度については、大雨により市内で多くの被害が発生したことから、令和7年度「川崎市の災害概要」への記載に先行して、既に令和8年3月にガイドマップかわさきにより公表しました。**



表示イメージ



(出典：川崎市作成地形図)
 ※実際のガイドマップかわさき「浸水実績図」の画面とは異なります。

住宅等への浸水被害を軽減する「簡易型止水板」と、雨水を防災対策に生かす「雨水貯留タンク」の購入費用の一部を補助する制度を創設しました。

簡易型止水板

1 補助金名称

川崎市止水板購入促進補助金

2 補助内容

- (1) 補助率 : 購入費の2分の1 (上限10万円)
- (2) 対象者 : 市内在住の個人、市内共同住宅の所有者又は管理組合、市内事業所等

3 簡易型止水板の概要

自宅やマンション、店舗などの出入口等に設置することで、浸水被害の軽減に有効な手段となります。工事不要で、取外しや移動、繰り返しの使用ができる器具・装置です。



補助上限額

10
万円

申請方法等について (両補助制度共通)

1 申請方法

オンライン又は郵送による申請となります。詳細な申請方法については、市ホームページで確認できます。



【URL】

<https://www.city.kawasaki.jp/bousai/category/292-2-7-0-0-0-0-0-0.html>

雨水貯留タンク

1 補助金名称

川崎市雨水貯留タンク設置購入補助金

2 補助内容

- (1) 補助率 : 購入費の2分の1 (上限4万円)
- (2) 対象者 : 市内在住の個人、市内共同住宅の所有者又は管理組合、市内事業所等

3 雨水貯留タンクの概要

雨どいに直接接続することで、雨水を飲用以外の散水等として使用できるなど、大地震時には断水等の防災対策としても有効な手段となる設備・装置です。



補助上限額

4
万円

2 受付期間

令和8年5月25日(月)
～令和9年1月29日(金)
(予算額に達し次第、補助は終了となります。)

3 予算額

- (1) 簡易型止水板
300万円(約30件分)
- (2) 雨水貯留タンク
320万円(約80件分)

自主防災組織に対する支援 (防災資器材購入補助金)

自主防災組織による防災資器材の購入に対する補助金の対象品目に簡易型止水板、土のう・水のう、携帯トイレ、簡易トイレを追加するとともに、補助限度額を増額(組織割限度額: 30万円→35万円)しました。

視覚障害がある方や文字が見えづらい高齢者の方向けに、「耳で聴くハザードマップ」を令和8年4月から、導入しました。

「耳で聴くハザードマップ」は、「Uni-Voice Blind (ユニボイス ブラインド)」アプリを活用したもので、スマートフォン等のGPS情報を利用し、**現在地のハザードマップや避難ルート、気象情報等を音声で読み上げることができます。**

1 導入の目的 **視覚に障害がある方などにも災害情報を！**

視覚障害がある方や文字が見えづらい高齢者の方々が、自宅や学校、勤務先など、**よく行く場所の災害リスク情報を事前に収集**できるよう支援し、**災害時の避難行動の円滑化**を図ります。

2 主な搭載機能

スマートフォン等のGPS機能と連携した現在地や周辺の災害リスク情報（洪水、高潮、土砂災害、津波）を読み上げます。

3 導入時期 令和8年4月1日（水）

4 対象地域 川崎市内全域

5 利用方法

スマートフォン（iPhone, Android）に**アプリをダウンロードし、初期設定を完了**することで利用できます。

6 利用料 無料

（インストールや利用に伴う通信料は、利用者の負担になります。）

7 アプリについて

- 【アプリ名】 Uni-Voice Blind (ユニボイス ブラインド)
- 【アプリ概要】 視覚に障害がある人等を対象に、音声コードを読み取り、情報を音声で提供するスマートフォンアプリです。
- 【開発・運用】 Uni-Voice事業企画株式会社（本社：東京都新宿区新小川町1-14）
- 【企画・監修】 特定非営利活動法人 日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）

市ホームページ
「耳で聴くハザードマップについて」
※利用方法などを掲載しています。



職員一人ひとりが、災害時に総合防災情報システム等へアクセスし、情報入力等の操作方法を習得するとともに、災害情報取得ツール（防災気象情報Webサイト、防災ポータルサイト、防災アプリ）を活用できるよう、研修を実施します。

	研修項目	受講対象部署等	研修内容
①	総合防災情報システムの機能・操作について	各局本部 (室) 区	実際のシステムを活用した、基本的な機能の確認、入力、情報の管理・共有に係る操作説明、入力すべき内容の事例紹介
②	防災気象情報Webサイト（市職員専用・一般公開用）について		市内の雨量、水位等を確認するなど、防災気象情報Webサイトに掲載された情報の紹介と使い方について説明
③	防災ポータルサイト・防災アプリについて		本市の防災ポータルサイト及び防災アプリに掲載されている情報の説明
④	その他	-	各局区の個別研修や訓練等に対応し、システム利用に関する要望に応じて、研修内容を調整して実施

※ 研修受講前にeラーニングによる事前資料確認を実施

◆研修実施スケジュール（予定）

